

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第15条第1項
処 分 の 概 要：探偵業の停止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」 のとおり
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：